

# 防府市母子保健法の施行に関する事務取扱要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）の施行に関し、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）及び防府市母子保健法施行細則（平成25年防府市規則第24号。以下「規則」という。）のほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、省令及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱で「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(届出者の制限)

第3条 法第15条に規定する妊娠の届出、規則第3条に規定する母子健康手帳の交付又は再交付の申請、及び法第18条に規定する低体重児の届出者（申請者）は、本人又は三親等以内の親族とする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りではない。

2 省令、規則及びこの要綱で規定する養育医療に関する市へ届出する事項について、届出者（申請者）は、当該未熟児の保護者とする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りではない。

(母子健康手帳の交付及び再交付の制限)

第4条 規則第3条第2項及び第3項の規定により母子健康手帳の交付又は再交付を受けることのできる者は、当該対象児が小学校第6学年までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(養育医療の給付決定等の指定養育医療機関への通知)

第5条 規則第7条第2項に規定する指定医療機関への通知は、養育医療給付の承認について（別記第1号様式）により行う。

2 規則第9条第2項に規定する指定医療機関への通知は、養育医療給付継続の承認について（別記第2号様式）により行う。

（給付申請に係る添付書類）

第6条 規則第6条各号に掲げる養育医療給付申請書に添付する書類について、次に掲げる場合であって市長が認めるときは、当該書類を省略することができるものとする。

（1）転入前の市町村で養育医療の給付を受けていた者が本市へ転入した場合であって、かつ、転入前の市町村が交付した医療券の有効期間内であり、引き続き当該医療券に記載された指定医療機関で診療を受けるもの。

（2）規則第6条第2項及び3項の書類について、市が申請者の当該情報を保有する場合であって、かつ、個人情報取得に関する当該申請者の同意のあるもの。

（3）その他、市長が特に認めるもの。

2 当該未熟児が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属するとき、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する場合（以下、「被保護世帯等」という。）は、これらを証する書面を添付しなければならない。

（療養費の給付対象及び給付額）

第7条 規則第10条に規定する療養費の給付の対象は、当該療養費について医療保険各法の規定による給付の対象となる場合（以下「保険適用」という。）に限るものとする。

2 療養費の給付額は、実際に要した費用の額から当該療養費について医療保険各法の規定により給付される額を差し引いた範囲内で、市長が適当と認める額とする。ただし、当該未熟児が被保護世帯等に属する場合を除く。

3 当該未熟児が被保護世帯等に属するときは、療養費の内容が保険適用に同等であると認められる場合に限り、実際に要した費用の額の範囲内で、市長が適当と認める額を給付するものとする。

(添付書類の援用)

第8条 規則第11条各号に規定する養育医療療養費支給申請書に添付する書類は、当該療養費について医療保険各法に規定する保険者に提出する書類を援用し、当該書類とすることができる。

(費用の徴収)

第9条 市長は、規則第14条の規定により徴収する額を決定したときは、養育医療一部負担金決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第13条に規定する養育医療変更届を受けたもののうち、同条第4号の世帯階層区分に変更があったときは、養育医療一部負担金変更通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（あて先）指定養育医療機関

防府市長



養育医療給付の承認について

このことについて、下記受療者への養育医療給付を決定し、保護者あてに養育医療券を送付しましたのでお知らせします。

なお、保護者から提出された養育医療券は、給付終了後、速やかに返納されますようお願いいたします。

記

受給者番号	受療者氏名	生年月日	承認期間

別記第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（あて先）指定養育医療機関

防府市長



養育医療給付継続の承認について

このことについて、下記受療者への養育医療給付継続を決定し、保護者あてに養育医療券を送付しましたのでお知らせします。

なお、保護者から提出された養育医療券は、給付終了後、速やかに返納されますようお願いいたします。

記

受給者番号	
受療者氏名	
生年月日	
既承認期間	
変更後の承認期間	

別記第3号様式（第9条関係）

養育医療一部負担金決定通知書

第 号  
年 月 日

様

防府市長



年 月 日診療分から養育医療の給付が開始された一部負担金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者番号	
受療者氏名	
階層区分	
一部負担額	

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第9条関係）

養育医療一部負担金変更通知書

第 号  
年 月 日

様

防府市長



年 月 日付けで決定しました養育医療一部負担金については、  
年 月診療分から下記のとおり変更になりますので通知します。

記

受給者番号	
受療者氏名	
変更後の階層区分	
変更後の一部負担額	

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第1号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（あて先）指定養育医療機関

防府市長



養育医療給付の承認について

このことについて、下記受療者への養育医療給付を決定し、保護者あてに養育医療券を送付しましたのでお知らせします。

なお、保護者から提出された養育医療券は、給付終了後、速やかに返納されますようお願いいたします。

記

受給者番号	受療者氏名	生年月日	承認期間



別記第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（あて先）指定養育医療機関

防府市長



養育医療給付継続の承認について

このことについて、下記受療者への養育医療給付継続を決定し、保護者あてに養育医療券を送付しましたのでお知らせします。

なお、保護者から提出された養育医療券は、給付終了後、速やかに返納されますようお願いいたします。

記

受給者番号	
受療者氏名	
生年月日	
既承認期間	
変更後の承認期間	

別記第3号様式（第9条関係）

養育医療一部負担金決定通知書

第 号  
年 月 日

様

防府市長



年 月 日診療分から養育医療の給付が開始された一部負担金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者番号	
受療者氏名	
階層区分	
一部負担額	

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第9条関係）

養育医療一部負担金変更通知書

第 号

年 月 日

様

防府市長



年 月 日付けで決定しました養育医療一部負担金については、  
年 月診療分から下記のとおり変更になりますので通知します。

記

受給者番号	
受療者氏名	
変更後の階層区分	
変更後の一部負担額	

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。